

**【表紙】**

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	平成29年12月20日提出
【ファンド名】	日韓ロング・ショートファンド
【発行者名】	日本アジア・アセット・マネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 熊谷 明彦
【本店の所在の場所】	東京都中央区日本橋小網町1 2 番 7 号 日本橋小網ビル7階
【事務連絡者氏名】	長谷川 英子
【連絡場所】	東京都中央区日本橋小網町1 2 番 7 号 日本橋小網ビル7階
【電話番号】	03-6892-7111
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

## 1【提出理由】

「日韓ロング・ショートファンド」につき、繰上償還にかかる手続きを開始することを決定しましたので、金融商品取引法第24条の5第4項および特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令第29条第2項第14号の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものです。

## 2【報告内容】

### イ 繰上償還の年月日

平成30年2月2日（予定）

平成29年12月20日現在における議決権を行使できる受益者の議決権の3分の2以上の賛成により、繰上償還を実施します。

### ロ 繰上償還にかかる決定に至った理由

当ファンドは、受益者の皆様の長期的な資産運用の一助となるべく運用を行っておりますが、平成29年11月30日現在、受益権の総口数が、投資信託約款に定められた信託契約の解約の基準である口数（10億口）を大幅に下回る294,147,910口となっており、本来の商品性を維持した運用の継続が非常に困難な状況でございます。

弊社といたしましては、当ファンドの信託契約を解約し、お預かりした運用資産をお返しすることが受益者の皆様にとって最善であるとの判断に至りました。

### ハ 繰上償還に関する情報の受益者への提供または公衆縦覧

書面決議を行うため、平成29年12月20日現在の当ファンドの知っている受益者に対して、繰上償還に関する情報を記載した書面を交付します。

信託終了（繰上償還）が決定した場合は、日本アジア・アセット・マネジメント株式会社のホームページ（<http://www.ja-am.jp/>）に繰上償還に関するお知らせを掲載します。